

| | | |
|------------------|--|----------------|
| 被 処 分 者 | 認 定 証 番 号 | 北海道公安委員会 第162号 |
| | 自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号 | アクセス運転代行 |
| | 主たる営業所が所在する市区町村 | 釧路市 |
| 処 分 年 月 日 | 令和7年（2025年）5月29日 | |
| 処 分 内 容 | 指示処分 | |
| 処 分 理 由 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条に規定する損害賠償責任保険契約について、保険掛金の未払いにより契約が失効している状態で運転代行業務を実施したこと。 | |
| 根 拠 法 令 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項 | |
| 処分を行った都道府県 | 北海道 | |